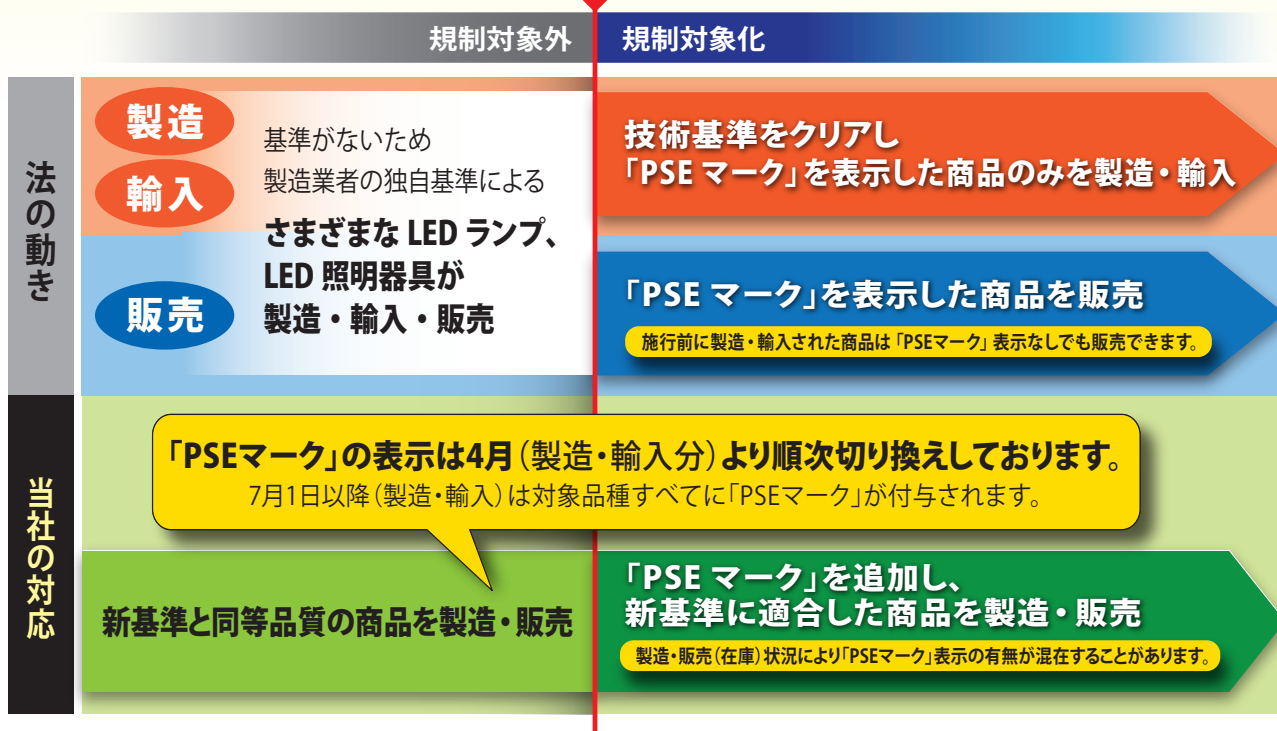


## 電気用品安全法施行令の一部改正に伴う 「PSE マーク」表示の切り換えについて

改正電気用品安全法の施行により、平成24年7月1日より  
「LEDランプ」と「LED電灯器具」はPSEマークの表示が義務付けられます。  
弊社では、対象商品について4月より順次PSEマークの表示を開始しています。  
施行までの期間「PSEマーク」有・無の製品が混在しますがどちらも問題なく販売いただけます。

### ■ 経過措置と対応

平成24年7月1日  
改正電気用品安全法 施行



以下の製品は平成24年7月1日以降も「PSE マーク」無で販売されます。

### ◆ 施行日より前に製造・輸入したものの

(1) 平成24年6月30日以前に製造したものの

\*平成24年7月1日以降も施行日以前に製造・輸入したものの販売は認められます。

### ◆ 電気用品の非対象のもの

(1) 「定格電力が1Wより低い」LEDランプ及びLED電灯器具

例1：常夜灯形0.5W、LED常夜灯及びそれを搭載するLED電灯器具

例2：一部の足元灯（ただし1W以上の足元灯は対象となり、  
品種により「PSEマーク」有・無があります。

(2) 直管形LEDランプ

「直管形LEDランプ」は今回の対象からは除外となりました。

ただし、「直管形LEDランプ」を搭載するLED電灯器具は対象となります。

(3) 「電源と器具が接続器を介して接続される」LED電灯器具

直流電源装置は対象となります。

(4) LED誘導灯

(5) LED部品